

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）（衆議院送付） 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、固定資産税及び都市計画税

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和三年度分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を二分の一又は零とする。

二、徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当の減少があった事業者について、無担保かつ延滞金なしで一年間、徴収を猶予する特例を設ける。

三、車体課税

自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減措置について、適用期限を令和三年三月三十一日まで延長する。

四、その他

- 1 固定資産税の減収を補填する措置等を講ずる。
- 2 この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。